

平成17年度生活習慣病対策等担当者会議
(国民健康・栄養調査編)

平成17年9月2日(金)

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

目 次

1	平成17年国民健康・栄養調査の実施について	
第1	調査の概要	1
第2	事前準備	5
第3	本調査	15
第4	調査票の整理及び審査	70
第5	調査票等の提出	72
第6	調査票等の様式	73
第7	別表	92
第8	参考	94
2	平成17年国民健康・栄養調査 栄養摂取状況調査票の書き方	104
3	平成17年国民健康・栄養調査 食品番号表（抜粋）	123
<参考資料1>	国民健康・栄養調査票の使用申請書様式	143
<参考資料2>	「国民健康・栄養調査委託費交付申請書及び事業実績報告」 書類記入時の注意	146
<参考資料3>	内蔵脂肪型肥満の判定・血圧の分類について	151

1 平成17年国民健康・栄養調査の実施について

1 目的

健康増進法に基づいて実施される「国民健康・栄養調査」は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするものである。

本調査は、総合的な健康づくり施策を推進するために必要な栄養・食生活、身体活動・運動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等の生活習慣や生活習慣病に関する事項について把握し、毎年把握する基本的な項目と周期的に重点を置いて把握する項目とに分けて調査を行うこととしている。

2 平成17年国民健康・栄養調査について

本年実施する調査は、周期的に重点を置いて把握する項目として、生活習慣調査に「食生活、飲酒（アルコール）」を組み入れたものとなっている。

(1) 調査対象地区

300単位区

(2) 調査日

11月中。身体状況調査日については、調査地区の実状を考慮して、月曜日から日曜日で最も受診率を上げうる日を設定する。

(3) 各調査（票）の昨年からの主な変更点等について

①栄養摂取状況調査票

○身体活動レベルの把握

「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の使用にともない、従来の「日常生活活動強度」の把握方法を見直し、「身体活動レベル」について把握することとしている。

7. 身体活動レベル			
仕事・家事		余暇・運動・移動	
中強度	高強度	中強度	高強度
1 ほとんどしない	1 ほとんどしない	1 ほとんどしない	1 ほとんどしない
2 30分前後	2 15分前後	2 30分前後	2 15分前後
3 1時間前後	3 30分前後	3 1時間前後	3 30分前後
4 2時間前後	4 1時間前後	4 2時間前後	4 1時間前後

②生活習慣調査票

平成17年の重点項目は「食生活、飲酒（アルコール）」であり、周期的に把握する項目の質問が変更されている。

また、本年度は、「15歳以上用」と「3～14歳用」の2種類に分かれている。「3～14歳用」は保護者又はこれに代わる者が回答する。

3 様式について

以下の様式について、電子媒体での配布を希望する場合には、9月12日（月）までに生活習慣病対策室栄養調査係宛にメールアドレスをFAXにてご連絡願います。（生活習慣病対策室 FAX 03-3502-3099）

なお、調査票の提出は従来通り郵送で行うこと。

【電子媒体で配布する様式】

国民健康・栄養調査の実施についてのお願い
国民健康・栄養調査早退・遅刻証明書
平成17年国民健康・栄養調査 世帯名簿
平成17年国民健康・栄養調査 被調査者名簿
平成17年国民健康・栄養調査 照会先記入用紙
平成17年国民健康・栄養調査 送付票
栄養摂取状況調査票記入にあたってのお願い
栄養摂取状況調査票の確認事項

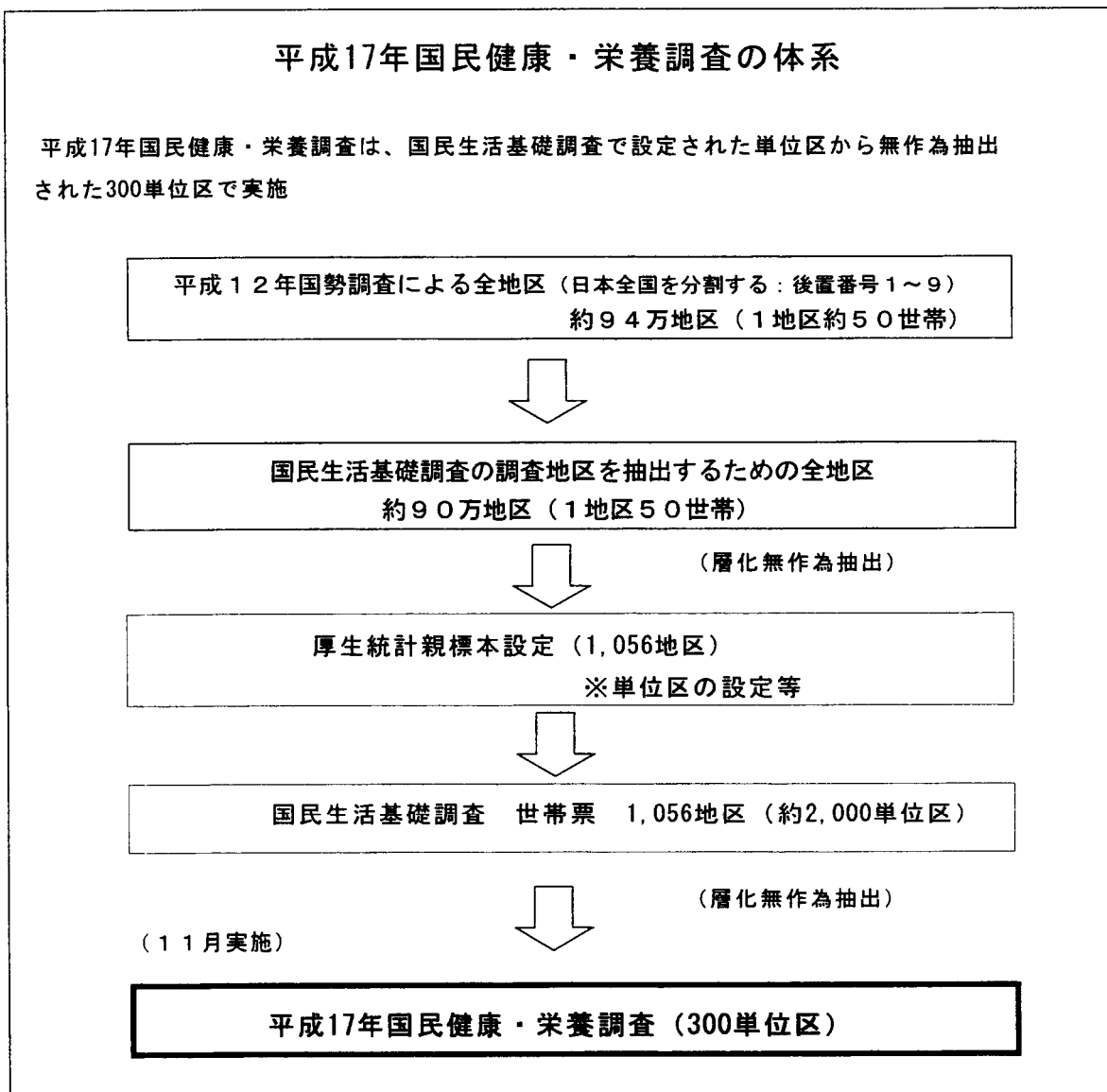
第1 調査の概要

1 調査の目的

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施するものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。

2 調査客体

平成17年国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した300単位区内の世帯（約6,000世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約19,000人）を調査客体とする。



3 調査項目

本調査は、身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査から成り、調査票及び調査項目は次のとおりである。

(1) 身体状況調査票 (調査票様式 73頁参照)

調査項目	調査対象
ア. 身長・体重	満1歳以上の全員
イ. 腹囲	満15歳以上の全員
ウ. 血圧	満15歳以上の全員
エ. 血液検査	満20歳以上の全員
オ. 1日の運動量 [歩行数]	満15歳以上の全員：栄養摂取状況調査票に記録
カ. 問診 (服薬状況、運動)	満20歳以上の全員

(2) 栄養摂取状況調査票 (調査票様式 74, 75頁参照)

調査項目	調査内容
ア. 世帯状況	世帯員番号、氏名、性別、生年月、妊婦 (週数) 授乳婦別、仕事の種類、身体活動レベル
イ. 食事状況 (1日)	朝・昼・夕食別、家庭食・外食・欠食の区別
ウ. 食物摂取状況 (1日)	料理名、食品名、使用量、廃棄量、 世帯員ごとの案分比率 (朝・昼・夕・間食別)
(身体状況調査項目)	1日の運動量 [歩行数]

(3) 生活習慣調査票 (調査票様式 76~80参照)

食生活、身体活動・運動、休養 (睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般を把握する。

また、健康日本21における「栄養・食生活」及び「アルコール」分野推進の基礎データとするため、食生活及び飲酒に関する知識、態度、行動についても把握する。

調査内容	調査対象
○食生活、身体活動・運動、休養 (睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等の状況等	満15歳以上の全員
○特に、食生活、飲酒については、知識、態度、行動などについて重点的に把握	ただし、飲酒、喫煙は満20歳以上の全員
○食生活に関する事項	満3~14歳の全員

4 調査時期及び調査日数

- (1) 身体状況調査：11月中に、調査地区の実状を考慮して、最も高い受診率をあげうる日時を選定して行う。
- (2) 栄養摂取状況調査：11月中の1日を任意に定めて行う(日曜日及び祝日を除く)。
- (3) 生活習慣調査：栄養摂取状況調査日と同日に行う。

5 調査の機関と組織

- (1) 厚生労働省は、平成17年国民健康・栄養調査企画解析検討会を設置し、本調査の調査設計及びその解析について専門的な立場から意見を聞く。
- (2) 厚生労働省健康局(総務課生活習慣病対策室)が大臣官房統計情報部の協力を得て企画立案を行い、都道府県、政令市及び特別区に実施を委託する。
- (3) 都道府県、政令市及び特別区では衛生主管部(局)が管内を統括し、実際の調査は調査地区を管轄する保健所が行う。
- (4) 保健所では、保健所長を班長とする国民健康・栄養調査班を編成し、医師、管理栄養士、保健師、臨床検査技師及び事務担当者等の調査員が調査の実施にあたる。

6 調査方法

- (1) 身体状況調査は、被調査者を会場に集めて医師等が調査項目の計測及び問診を実施する。
- (2) 栄養摂取状況調査、生活習慣調査は、調査員である管理栄養士等が世帯を訪問して、世帯の代表者及び食事づくり担当者に面接の上記入方法を指導して作成する。
- (3) 生活習慣調査票は、栄養摂取状況調査票と併せて配付し、15歳以上用は被調査者本人が、3～14歳用は保護者(又はこれに代わる者)が記入する。

7 調査に関する秘密の保持

この調査は、心身の状態や周囲の環境、生活習慣等について具体的な情報を取り扱うとともに、多数の関係者が携わるという特色を有することから、被調査者に係る情報を適切に取り扱い、その個人情報保護するものとする。

8 結果の集計及び公表

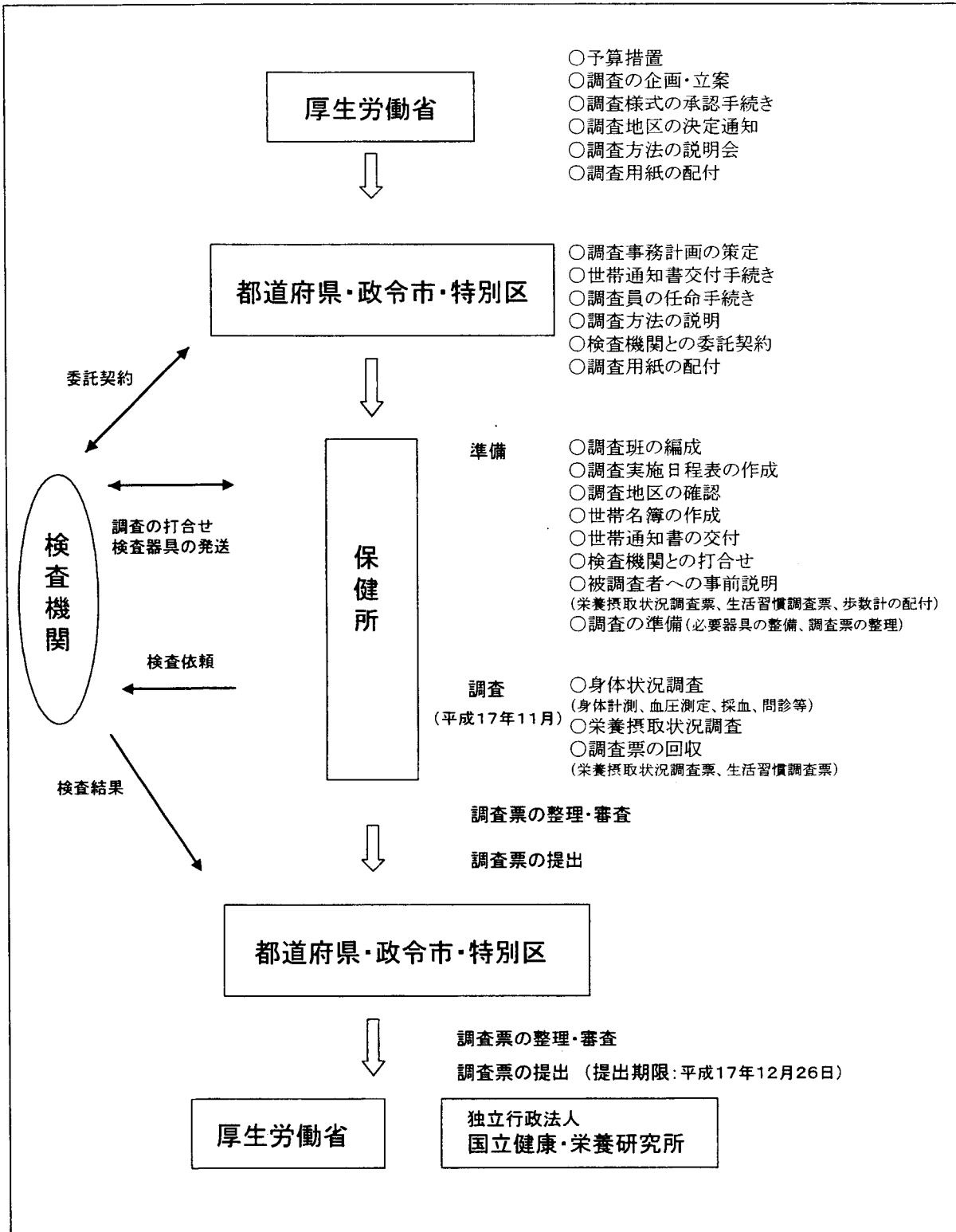
- (1) 集計は、独立行政法人国立健康・栄養研究所が行う。
- (2) 解析は、平成17年国民健康・栄養調査企画解析検討会が行う。
- (3) 結果の公表は、集計完了後速やかに行う。

9 調査票等の提出期限

平成17年12月26日(月)【期限厳守】までに、独立行政法人国立健康・栄養研究所国民健康・栄養調査担当まで提出する。

なお、公文書は厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長宛とし、調査票とともに送付すること。

10 国民健康・栄養調査の流れ



第2 事 前 準 備

1 調査員の任命・調査班の編成

(1) 調査員の任命

- ① 調査員は、医師、管理栄養士、保健師、臨床検査技師及び事務担当者等をもって構成する。
- ② 国民健康・栄養調査員は、都道府県知事、政令市長、特別区長が任命し、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号以下「省令」という。）第4条第2項に規定する調査員の身分を証する証票（様式第1号）を交付する。

（様式第1号）

表 面

裏 面

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>平 成 年 月 日 発 行</p> <p>（使用期限二月）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>国民健康・栄養調査員の証</p> </div> </div>

調査員の証票には、所属庁の庁印を押すものとする。

健康増進法抜粋

（国民健康・栄養調査員）

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

第三十六条 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にある者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由が無く漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

健康増進法施行規則抜粋

（国民健康・栄養調査員）

第二条 国民健康・栄養調査員は、医師、管理栄養士、保健師その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。

第四条 国民健康・栄養調査員の身分を示す証票

その身分を示す証票を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(2) 調査班の編成

- ① 調査地区ごとに保健所長を班長とする調査班を編成する。
- ② 調査項目に応じて、適宜各調査員の業務分担を行うとともに調査実施について打合せを行う。

2 調査の実施日程表の作成

調査班長は、以下の事項及び本調査、調査票の回収、調査票類の整理・審査等の時期に留意して調査の実施日程表を作成する。

なお、身体状況調査の実施日（血液検査の実施日）は、被調査者からの協力が最も得られる日に設定すること。

ただし、地域によっては、実施（採血）日の指定が必要な場合があるので事前に検査日の設定について業者と打合せを行うこと。

3 調査地区の確認

調査地区は「平成 17 年国民健康・栄養調査地区名簿」に示した地区である。この地区の地図は、平成 17 年国民生活基礎調査の地区要図を複写して作成するが、必ず、調査実施前に確認すること。

4 市区町村及び地域区長との打合せ

- ① 調査に対する全般的協力方については事前に打合せを行う。
- ② 調査に対する具体的な趣旨の徹底方法について打合せを行う。
- ③ 会場等の確保について打合せを行う。

5 調査対象世帯の指定及び趣旨の徹底

- ① 調査対象世帯に対しては、省令第 2 条第 2 項により、都道府県知事、政令市長、特別区長から指定の通知を行うこと。
- ② 調査実施前に調査対象世帯主又は記入者との打合せ会を開催して趣旨の徹底及び調査内容（参考 1）や調査票記入要領等の説明を行うこと。
- ③ 調査票の配付の前に次に示す「国民健康・栄養調査の実施についてのお願い」（様式第 2 号）を配付すること。

6 早退・遅刻証明書の交付

この調査を行うために学校や職場を早退、あるいは遅刻を必要とする者については、保健所長印をもって証明書（様式第 3 号）交付等の便宜を図るとともに、必要に応じて勤務先にも文書または直接この旨依頼する措置を講ずること。

7 調査に必要な諸材料等の確認

(1) 調査票等

1	調査必携
2	調査員証 [国民健康・栄養調査員の証]
3	国民健康・栄養調査の実施についてのお願い
4	国民健康・栄養調査早退・遅刻証明書
5	調査票 [身体状況調査票、栄養摂取状況調査票、 生活習慣調査票(15歳以上用)、生活習慣調査票(3～14歳用)]
6	食品番号表
7	栄養摂取状況調査票の書き方
8	世帯名簿
9	被調査者名簿
10	照会先記入用紙
11	送付票

(2) 機械器具等

原則として下記の器具等を準備すること。

① 身長計	K Y式身長計又はマルチン氏人体測定器中の身長計等を使用する。
② 体重計	必ず事前に検査し、目盛のくるいを調整しておくこと。
③ 巻き尺	ガラス繊維入りの合成樹脂製のもので、J I S規格のものをを使用すること。
④ 血圧計	リバロッチ水銀血圧計を使用すること(水銀柱に直接目盛りが入っているものが望ましい)。 マンシエットはJ I S規格のものをを使用すること。
⑤ 血液検査器具	取扱業者が準備する採血用注射器等を使用すること。取扱業者と連絡調整し、事前に準備すること。
⑥ 歩数計	アルネス 200 S、A S - 200 を取扱業者より被調査人数分(満15歳以上全員)を購入し、事前に準備すること。

(3) その他の物品

筆記用具、消しゴム、クリップ等記入に必要な消耗品等

(4) 栄養摂取状況調査実施にあたり、備えておくことが望ましい物品

フードモデル、食器類、秤、関連書籍等

8 調査器具の事前準備（歩数計、血液検査器具）

調査対象数を被調査者名簿により事前に把握し、必要数を調査実施前までに取り寄せておくこと。なお、血液検査器具については、業者が準備するものと、保健所で準備するものがあるので注意すること。

(1) 歩数計

対象者：満 15 歳以上全員

製品名：アルネス 200 S （製品コード A S - 200）

（平成 16 年製から、液晶表示部が大きく見やすいものに変更となっているが、製品名、製品コードは同じ。）

(2) 血液検査器具

対象者：満 20 歳以上全員

使用器具：

業者が準備する器具	保健所が準備する器具
<ul style="list-style-type: none"> ・真空採血管（3種類） ・マルチプル針(21G) ・ディスポリンジ(22G) ・ベノジェクトホルダー ・依頼書（個人データ用） ・検体ラック ・輸送 BOX （検体ラック、保冷剤） ・ブラッドバン ・ID-0 ラベル（シール） ・血清、血しょうラベル（シール） ・ポリチューブ ・保冷剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・カット綿 ・カット綿容器 ・エタノール ・採血用枕 ・駆血帯 ・遠心分離機 ・使用済み針入容器 ・ライター（ポリチューブ密閉用） ・ピンセット(ポリチューブ密閉用) 等

- 注意事項：
- ・採血に使用する器具は、業者との事前打合せにおいて確認すること。
 - ・器材は、必要数の申し込み後、届くまでに2週間程度かかるので、これを考慮し計画的に準備すること。
 - ・血液検査委託費の支払いは、なるべく衛生主管部一括でお願いする。業者より請求書の発行は、1ヵ月遅れになるということなので了解のほどをお願いする。
 - ・なお、注射針・残検体等の廃棄物は、環境省ガイドラインによる指定業者に処理を依頼すること。

9 調査票の準備

(1)各調査票等の共通事項（調査票様式 73～80頁、被調査者名簿等88、89参照）

各調査票等（被調査世帯名簿、被調査者名簿、身体状況調査票、栄養摂取状況調査票、生活習慣調査票および血液検査時に使用する依頼書）における共通事項は、次の①～⑥である。

① 地区番号（国民生活基礎調査地区番号と同一番号の7桁）

② 市郡番号

人口規模等	市郡番号
12 大都市・23 特別区	1
人口 15 万以上の市	2
人口 5 ～ 15 万の市	3
人口 5 万未満の市	4
町 村	5

③ 世帯番号（国民生活基礎調査の世帯番号と同一番号の2桁）

④ 世帯員番号（栄養摂取状況調査票の世帯員番号）

⑤ 都道府県名・保健所名（被調査世帯地区を管轄する都道府県名及び保健所名）

⑥ 性別・年齢（年齢は平成17年11月1日現在で記入する）

共通事項の記入にあたっては、被調査世帯名簿および被調査者名簿を作成した後、身体状況調査票、栄養摂取状況調査票および生活習慣調査票に記入する。

なお、生活習慣調査票（3～14歳用）は子どもの人数分用意し、世帯員番号は子どもの世帯員番号をそれぞれ記入すること。

(例)

地区番号 1 2 0 0 7 - 0 2 → 地区番号

1	2	0	0	7
---	---	---	---	---

 -

0	2
---	---

市郡番号 2 → 市郡番号

2

世帯番号 0 3 → 世帯番号

0	3
---	---

世帯員番号 0 1 → 世帯員番号

0	1
---	---

都道府県名・保健所名 → 千葉県〇〇保健所

性別 男 → ① 男 2 女

年齢 4 8 歳 → 年齢

4	8
---	---

(平成 17 年 11 月 1 日現在の年齢)

(2) 調査世帯名簿（様式第4号）の作成

① 世帯名簿は、各調査地区（単位区）ごとに作成すること。

- ・調査対象世帯は、平成17年国民生活基礎調査で確認された世帯であること。

② 記入に当たっては、転記ミスを防ぐために、国民生活基礎調査で確認された世帯は、すべて記入すること。

- ・国民生活基礎調査が調査できなかった世帯や、国民生活基礎調査後に転出した世帯等についても、すべて記入すること。

（平成17年国民生活基礎調査単位区別世帯名簿のとおり記入すること。）

- ・世帯番号及び世帯主氏名は、国民生活基礎調査と一致させること。

③ 国民生活基礎調査で調査が不能であった世帯や、国民生活基礎調査後、転出した世帯等は、次頁〔記入例1〕のように横線を引いて抹消し、備考欄にその旨を記入すること。

- ・下記のア～エに該当する世帯は、調査対象から除くこととし、その世帯を横線を引いて抹消し、「備考」欄にその旨を記入すること。

- ア 世帯主が外国人である世帯
- イ 3食とも集団的な給食を受けている世帯
- ウ 国民生活基礎調査で確認されていない世帯
（国民生活基礎調査が終わった後、転入してきた世帯）
- エ 国民生活基礎調査への協力が得られなかった世帯

- ・世帯主の死亡、その他の理由により世帯主の変更があった場合においても、世帯主氏名は国民生活基礎調査で確認されたものとし、「備考」欄にその旨を記入すること。
〔記入例1-①〕

- ・「平成17年国民生活基礎調査単位区別世帯名簿」では別々の世帯とされていたが、食生活を他の世帯と共にしている世帯は、横線を引いて抹消し、「備考」欄にその旨を記入すること。
〔記入例1-②〕

- ・調査日までに転出、旅行中、入院等で調査が不可能な世帯は、横線を引いて抹消し、「備考」欄にその旨を記入すること。
〔記入例1-③〕

- ・調査を依頼したが、どうしても調査に協力を得られなかった世帯は、横線を引いて抹消し、「備考」欄にその旨を記入すること。
〔記入例1-④〕

- ・その他、「備考」欄には、世帯について特に必要と思われる事項を記入すること。
〔記入例1-⑤〕

④ 別掲の「対象世帯数（国民生活基礎調査実施世帯数）」には、国民生活基礎調査を実施した世帯数を記入し、「実施世帯数」には、国民健康・栄養調査を実施した世帯数を記入すること。
〔記入例1-⑥〕

[記入例1]

平成17年 国民健康・栄養調査世帯名簿

地区番号				市郡番号		都道府県名		保健所名	
1	2	0	0	7	-02	千葉県		〇〇保健所	
世帯番号	世帯主氏名			備考	世帯番号	世帯主氏名			備考
① 01	中野 花子			世帯主死亡					
② 02	品田 猛			01の世帯に下宿					
	03 山田 健一								
③ 04	木村 武			転出					
	05 佐々木 信也			旅行中					
④ 06	近藤 啓介			調査拒否					
	07 高橋 努								
⑤ 08	田中 一郎			世帯主入院					
	}								

別掲

対象世帯数 (国民生活基礎調査実施世帯数)	実施世帯数
⑥ 20 世帯	15 世帯

(3)被調査者名簿(様式第5号)の作成

ア 調査対象者

被調査者名簿の被調査者とは、本調査の調査対象者を指す。

原則として、国民生活基礎調査で把握されている世帯の世帯員であり、調査日現在、調査対象世帯に在住して食生活を共にしている者を調査対象者とする。

ただし、国民生活基礎調査で把握されている世帯の世帯員ではなくても、下記の者は調査対象者となる。

- ①国民生活基礎調査日以後、他から転入し、調査対象世帯と食生活を共にしている者
- ②国民生活基礎調査において別世帯であっても、調査日に調査対象世帯と食生活を共にしている者（下宿人、住み込み店員等）

なお、国民生活基礎調査で把握されている世帯の世帯員であっても、下記の者は調査対象者としなない。

- ①1歳未満(乳児)
- ②在宅患者で疾病等の理由により流動状の食品や薬剤のみを摂取又は投与されている場合など通常の食事をしない者
- ③調査期間を通じて食生活を共にしていない者
(出張、入院、別居、就業及び就学等の理由により、日常生活上の経済関係があっても生活上の本拠を一定地に移し生活している者)

イ 各事項の記入方法(次頁【記入例2】参照)

- ① 調査実施日までに世帯調査等を行って作成した栄養摂取状況調査票の世帯状況欄などから、世帯主を世帯番号「01」とし、以下世帯番号順(世帯員番号の小さい者から)に被調査者名簿を作成すること。
- ② 調査対象者の世帯番号及び世帯員番号は、この名簿をもとに、すべての調査票に同一の番号を用いること。名簿作成後、世帯番号及び世帯員番号は絶対に変更しないこと。
- ③ 年齢は、平成17年11月1日現在のものを記入する。
- ④ この名簿では、食物摂取状況調査、身体状況調査(歩行数を含む)、血液検査、生活習慣調査の各調査の受診・回答の有無を把握するため、調査終了後、受診者や回答者については○印を、未受診者や未回答者には×印をつけること。

ウ 調査開始後、調査が実施できなかつた場合

- ① 食物摂取状況調査ができなかつた場合 【記入例2-①】
調査当日、突然の出張、入院などで不在になつた場合、あるいは何らかの理由により食物摂取状況調査が実施できなかつた者についても、身体状況調査や生活習慣調査等を実施していれば、実施できた項目にはもれなく○印を記入すること
- ② すべての調査が実施できなかつた場合 【記入例2-②】
調査期間中、何らかの理由により、すべての調査が実施できなかつた場合についても、被調査者氏名はそのままにし、記入例に従い、横線を引き、「備考」欄にその旨を記入すること。

[記入例2]

平成17年 国民健康・栄養調査被調査者名簿

地区番号					市郡番号		都道府県名			保健所名	
世帯番号	世帯員番号	氏名		性別	年齢	栄養摂取状況調査	身体状況調査	血液検査	生活習慣調査(15歳以上)	生活習慣調査(3~14歳)	備考
12	00	7	-02	2		千葉県			〇〇保健所		
②	01	01	中野花子	女	54						死亡
	01	02	中野敬子	女	31	○	○	○	○	×	
	01	03	中野博	男	6	○	×	×	×	○	
①	01	04	品田猛	男	35	×	○	○	○	×	
	03	01	山田健一	男	48	○	○	○	○	×	
	03	02	山田泰子	女	40	○	○	○	○	×	
	03	03	山田二郎	男	20	○	×	×	○	×	
	03	04	山田綾香	女	14	○	×	×	×	○	
	03	05	山田三郎	男	9	○	○	×	×	○	
	03	06	山田リサ	女	4	○	○	×	×	○	
	03	07	山田英三郎	男	75	○	○	○	○	×	
②	07	01	高橋努	男	40						拒否
	07	02	高橋広子	女	33	○	○	○	○	×	
	07	03	高橋誠子	女	9	○	○	×	×	○	
	07	04	高橋健二	男	4	○	○	×	×	○	
②	08	01	田中一郎	男	41						入院
	08	02	田中恵	女	39	○	○	○	○	×	
	08	03	田中和美	女	17	○	○	×	○	×	
調査実施者数						14人	12人	7人	7人	6人	